

平成26年度
高松市農業委員会通常総会
議 事 録

平成26年5月19日開会

高松市農業委員会

平成26年度高松市農業委員会通常総会議事録

開催日時 平成26年5月19日（月）午後2時開会

開催場所 香川県農業協同組合中央地区営農センター 3階 大ホール

出席委員 41人

- 1番 三笠 輝彦 (会長)
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 中山 馨
- 5番 河瀬 和一
- 6番 佃 俊子
- 8番 森 和輝
- 9番 南原 勉
- 10番 谷口 辰男 (会長職務代理者第1)
- 11番 木村 保夫
- 12番 妻鹿 常男
- 13番 時岡 博美
- 15番 高砂 清一
- 16番 杉原 良祥
- 17番 雪野 利数
- 18番 植田 治郎
- 20番 三好 義光 (農政部会長職務代理者)
- 21番 上原 勉
- 22番 川田 之治
- 24番 能祖 壽一 (会長職務代理者第2)
- 25番 岡野上盛雄
- 26番 宮野 惠基 (農政部会長)
- 27番 山地 義口
- 29番 矢島 國雄
- 30番 富本 正樹
- 31番 中名 良竹
- 32番 藤澤 鶴夫
- 33番 花澤 均
- 34番 山田 寛 (農地部会長)

- 35番 大橋 光政
36番 原田 和幸
37番 藤本 隆
38番 兔子尾紀夫
39番 橋本 正計
40番 久保 宣仁
41番 廣瀬 吉俊
42番 神内 茂樹
43番 羽田 剛 (農地部会長職務代理者)
44番 溝渕 敏幸
46番 藤澤 幸正
47番 谷口 勝幸

欠席委員 5人

- 7番 上砂 正義
14番 小山 智
19番 吉峰 幸夫
28番 佃 光廣
45番 口瀬 淳

欠員 1人

来 賓

- | | |
|-------------|-------|
| 高 松 市 長 | 大西 秀人 |
| 香川県農政水産部長 | 松尾 恭成 |
| 香川県農業会議事務局長 | 木村 清美 |
| 香川県農地機構専務理事 | 高島 寛之 |
| 創造都市推進局長 | 宮武 寛 |
| 農林水産課長 | 米山 昇 |
| 土地改良課長 | 河合 良治 |

農業委員会事務局出席者

- | | |
|------------|-------|
| 事務局 長 | 山地 利文 |
| 農政課 主幹 | 川西 好春 |
| (課長補佐事務取扱) | |
| 農政管理係長 | 山本 直志 |

| | |
|---------|---------|
| 農 地 係 長 | 多 田 利 浩 |
| 副 主 幹 | 増 田 雄 二 |
| 主 任 主 事 | 矢 野 哲 |

議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 議案第 1 号 平成25年度事業報告について
- 議案第 2 号 平成26年度事業計画（案）について
- 報告第 1 号 職員の任免について
- 報告第 2 号 平成26年度農業委員会予算について

山地事務局長 本日の出席委員は41名でございます。従いまして、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定によりまして、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしております。

既に御承知のとおり、農政部に所属しておりました中村義弘委員さんが去る5月8日にお亡くなりになりました。会議に先立ち、中村委員さんの御冥福をお祈り申し上げますとともに、謹んで哀悼の意を表し、黙禱を捧げたいと思います。

恐れ入りますが皆様、御起立願います。

(黙禱)

山地事務局長 ありがとうございます。

それでは、ただ今から平成26年度高松市農業委員会通常総会を開会いたします。

開会に当たりまして、三笠会長から御挨拶を申し上げます。

三笠会長 皆さんこんにちは。本日は、平成26年度高松市農業委員会通常総会の御案内をいたしましたところ、委員皆様方には、田植えシーズンを間近に控えまして大変お忙しい中、御出席いただきましたこと、また、この総会開催に当たり、大西市長様、松尾県農政水産部長様、木村県農業会議事務局長様、高知県農地機構専務理事様の御臨席をいただきましたこと、まずもって厚くお礼を申し上げます。

国におきましては、昨年12月に、農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめ、農業・農村の所得を、今後、10年間で倍増させることを目指す産業政策と地域政策を車の両輪にした政策の再構築を図っております。

中でも、農地中間管理機構の整備・活用、経営所得安定対策や水田フル活用と米政策の見直しとともに、日本型直接支払制度は、本年度から本格実施に取り組み、また、同プランの基本方向を踏まえ、国農政の指針である平成22年3月閣議決定の食料・農業・農村基本計画の見直し作業にも着手しております。

一方、TPP協定交渉については、近年の最大の懸案事項であり、昨年3月に安倍総理が参加表明して以来、1年数カ月が経過しましたが、本年2月の閣僚会議も合意に至らず難航しております。今後も、農業振興及び農村の維持・活性化を実現していくため、交渉の中で、国会決議が遵守されるよう求めていく必要があります。

このような中、本市農業委員会としては、平成23年度からの第3次・かがわの農地と担い手を守り活かす運動が昨年度で終了したことから、新たな組織運動の立ち上げに向けて、優良農地の確保と有効利用、農地利用集積等の経営確立支援や農業の担い手確保と支援活動等を強化し、目標達成に向けて、目に見える形で成果を上げる必要があります。

特に、耕作放棄地対策については、昨年8月から11月にかけて、市内全域を対象として、農業委員会と新たに高松市地域農業再生協議会の地域組織である地区水田部会等と共同で実施し、精度の向上を図りました。

その結果、荒廃農地は約513ヘクタールあり、このうち、再生することにより、通

常の農作業による耕作が可能な農地は約139ヘクタール、森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難な農地は、約374ヘクタールであります。

平成24年度の荒廃農地の調査結果423ヘクタールと比較しますと、約39ヘクタールの耕作放棄地が解消されましたが、新たに山林化した農地を中心に約129ヘクタールの荒廃農地が発見され、差し引き90ヘクタールの増となりました。

これらの耕作放棄地の全てを解消することは困難であります。再生利用が可能な農地約139ヘクタールについて、今後、市長部局の協力を得まして、県農地機構の活用や国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用した再生事業、担い手への農地集積等に精力的に取り組んでいく必要があります。

次に、農地取得等における下限面積については、中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区の認定に併せ、平成25年度からは、20アールに緩和しました。

この結果、平成25年度における農地法第3条許可の申請は、262件あり、そのうち、この下限面積緩和によるものが82件と約3割を占めております。今後においても、20アールから30アール程度の施設農業等が行い易くなりますので、農業の魅力をPRして、新規就農者の増加と耕作放棄地の減少につなげ、本市の農業再生に寄与してまいりたいと考えております。

さらに、地域の限られた貴重な資源である農地の有効利用を促進するとともに、新規就農者の確保を図るため、農業委員として、地域の将来図である人・農地プランの策定にも積極的に取り組んでまいりました。

その結果、現在38地区のうち、30地区で策定されております。

今後は、平成26年度から始まる農地中間管理事業における農地集積専門員を活用し、集落営農の組織化・法人化の支援と併せて、次世代を担う農業者が安心して農業の再生に取り組めるよう、関係機関・団体と連携して、より一層の新規就農者の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

来る7月19日に我々農業委員の任期が満了し、改選のための一般選挙が7月6日の日曜日に行われますが、その後、7月22日開催予定の臨時総会において新役員を選任し、体制を整えることになっており、我々に期待されております優良農地の確保と有効利用、担い手の育成・確保などの活動を一層強化していくことが本市農業の維持、発展につながっていくものと考えております。

平成26年度農業委員会の事業推進に当たりましては、以上申しあげましたことを踏まえ、関係機関と連携し、一丸となって取り組んでいく必要がありますので、委員の皆様方におかれましては、従来にも増して御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

本日の総会では、平成26年度事業計画(案)等を御審議いただくわけではありますが、会議がより実り多きものとなりますよう、御出席の委員皆様方、また、御臨席をい

ただきました皆様方には、何分の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、私は常日頃から農業委員は農家の味方であり、農家のために何ができるかということを考えながら、皆さんと一丸となり努力をしておりますが、国においては農業委員の位置づけが、規制改革会議・産業競争力会議等でいわれております。JA・全中関係も然りではありますが、日本の農業を守ることを強く認識して、国土を守り、農家を守るという農政を推進していくことが肝要であると思います。

26年度が改選の時期になってはおりますが、皆さんの各段の御協力を賜りますようお願い申しあげて、挨拶に代えさせていただきます。

本日は、どうぞ、よろしく願いいたします

山地事務局長 続きまして、公務御多忙の中、御臨席を賜っております御来賓の方々から御挨拶をいただきたいと存じます。

まず、初めに高松市長 大西秀人様、お願いいたします。

大西高松市長 皆様、こんにちは。高松市長の大西秀人でございます。

新緑が目にしみる、すがすがしい季節を迎えております本日、平成26年度高松市農業委員会通常総会が、このように盛大に開催されますこと、まずもってお慶び申し上げます。また、三笠会長様を始め、委員の皆様方におかれましては、日ごろから、本市の農業振興はもとより、市政全般にわたりまして、格別の御理解、御協力を賜っておりますこと、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

現在、我が国の経済状況は、その再生に向けて放たれた、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢、いわゆるアベノミクスの効果によって、円安・株高が定着してきており、長引くデフレ不況から脱却しようとしております。

そのような中、4月から消費税率が5パーセントから8パーセントへ引き上げられ景気の中折れが心配されていましたが、その悪影響も余り出ていないようで、近いうちに順調な景気回復が見込めるのではないかと考えております。

農政面では、三笠会長からもお話がありましたように、昨年12月、政府において、農林水産業・地域の活力創造プランが決定されました。本プランは、今後の農政のグランドデザインとなるものであり、これに基づき、農林水産省は農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域政策とを車の両輪として推進していくこととしております。

本市におきましても、今後、国が導入いたしました新たな制度に対応いたしまして、例えば、水路・農道等の管理を地域で支える共同活動を支援するなど農業の多面的機能の維持及び営農活動の活性化を図りながら、農業の生産の振興に取り組むとともに、国の政策を本市の実情や特徴に応じた形で対応しながら、本市農業の活性化を、コミュニティの再生といった施策等と連携しながら、より効果的に行って

まいりたいと考えております。

また、耕作放棄地発生防止土地改良事業の実施や耕作放棄地の再生利用を促進するほか、優良農地の保全、担い手への農地集積、農業後継者の育成、集落営農の組織化・法人化の支援に努めるなど、生産体制の強化を積極的に図ってまいります。

どうか皆様方には、本市の農業振興のため、引き続き格別の御支援、御協力をいただきますよう、お願い申しあげる次第でございます。

終わりにになりましたが、高松市農業委員会の今後ますますの御発展と、皆様方の御健勝、御活躍を心から祈念申しあげまして、御挨拶といたします。

本日は、誠におめでとうございます。

山地事務局長 ありがとうございます。

続きまして、香川県農政水産部長 松尾恭成様、お願いいたします。

松尾香川県農政水産部長 皆さんこんにちは。香川県農政水産部長の松尾でございます。

平成26年度高松市農業委員会通常総会開催に際しまして、御挨拶させていただきます。

三笠会長様を始め、高松市農業委員会の皆様方には日ごろから本県農政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

また、担い手の育成、農地の有効活用に御尽力をいただきまして、深く敬意を表する次第でございます。

さて、近年の農業・農村を巡る情勢は、農業従事者の減少や高齢化の進行に伴いまして、食の安定供給だけでなく、農業・農村の持つ多面的機能の低下も懸念されるとともに、TPP交渉を始め国内外の産地間競争の激化、食の安心・安全等の課題も生じていることは皆様も御承知のとおりでございます。

こうした中、国は農林水産業を成長産業と位置付けて、攻めの農林水産業を展開し、昨年12月に、農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめたところでございます。

このプランには今後の我が国の農政の基本的な展開としまして、その一つ目に、地産地消の推進による国内需要の拡大、二つ目に六次産業化の推進による農林水産物の付加価値の強化、三つ目に、農地中間管理機構の創設や米政策の見直しなどによる生産現場の強化、最後に日本型直接支払制度の創設による農業の多面的機能の維持・発展の四つの方向性が示されております。

一方、本県におきましては、県のオリジナルのフルーツを始めとする数多くの高品質で特徴のある農産物を次々に開発しております。また、新規就農者、集落営農を支える担い手は減少傾向にありましたが、近年、横ばい状態から増加傾向にあり、農業生産額につきましても増加傾向にあります。

今後は、これらの優れた農産物を高値で販売することによりまして、農業所得の

向上を図るとともに、担い手の確保・育成、農地の利用促進等に向けまして、本県農業の振興を図ってまいります。

また、このような観点から、県の農業関係の当初予算を対前年度比8.7パーセントの増といたしまして、多くの新規事業や既存事業の拡充に努めているところでございます。

農業委員会の皆様方におかれましては、地域の担い手及び優良農地の確保や、その利用の促進、更には現場における様々な農地制度の運用を行っていただいております。その果たされる役割と責任はますます大きくなっていくものと考えております。

さらには、新たに設置されました農地中間管理事業につきましても農業委員会の皆様の御協力が必要不可欠と考えております。

県としましては、皆様方と一体となって本県農業・農村の一層の振興を図ってまいりますので、今後ともお力添えをよろしくお願い申し上げます。

結びに、高松市農業委員会の今後ますますの御発展と皆様方の御健勝、御活躍をお祈りしまして、私の挨拶に代えさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

山地事務局長 ありがとうございます。

続きまして、香川県農業会議事務局長 木村清美様、お願いいたします。

木村香川県農業会議事務局長 ただ今、御紹介にあずかりました香川県農業会議の木村でございます。

常日ごろは農業委員会活動ということで、人・農地に関する様々な業務、更には、三笠会長を始め、大西市長や松尾県農政水産部長が話しておられたように農業を巡る情勢が厳しい中で、地域のリーダーとして様々な役割を果たしていただいていることに厚くお礼申し上げます。

先ほどの三笠会長のお話にもありましたように、昨今の農業を取り巻く状況、特に農業委員会制度における直近の情報を正確にお伝えしたいと思います。

先日、JA中央会制度の廃止が報じられました。これは、内閣総理大臣の諮問機関である規制改革会議が取りまとめた意見であります。この規制改革会議では、農業委員会に関する部分もございまして、それをお知らせしたいと思います。

まず、農業委員の選挙制度の廃止、都道府県農業会議・全国農業会議所の廃止、農地の権利移動の届け出制への移行、意見の公表・建議機能の法律からの除外等が意見として盛り込まれております。もちろん、これは意見であって決定したことはありません。最終的には、この意見を踏まえて与党において検討され、6月中旬に第2次答申が出される予定であり、農業委員会組織が一丸となり、農業・農村の将来を切り開く改革となるよう、取組みを強化しているところでございます。

この取組みには、地域に根ざした農業委員の皆様方の御協力が必要不可欠と考え

ておりますので、どうかよろしくお願ひします。

本日は平成26年度高松市農業委員会通常総会で事業報告や事業計画が議論されるようでございますので、実りある会となりますよう心から祈念申しあげまして簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

山地事務局長 ありがとうございます。

続きまして、御来賓の紹介をさせていただきます。

香川県農地機構専務理事 高島寛之様でございます。高島様には、議事終了後、「香川県農地機構の取組みについて」と題して、御講演をお願いしております。よろしくお願ひいたします。

次に、高松市から、公務御多忙の中、御出席いただいております方々の御紹介をさせていただきます。

創造都市推進局長 宮武寛様でございます。農林水産課長 米山昇様でございます。土地改良課長 河合良治様でございます。

ここで、御臨席いただきました、大西市長様、松尾県農政水産部長様におかれましては、次の公務がございますので、ここで退席されます。

お忙しいところ、誠にありがとうございました。

[大西市長・松尾農政水産部長退席]

山地事務局長 それでは、本日の議事運営につきましては、高松市農業委員会総会会議規則により会長が当たることになっておりますので、これ以降の議事運営につきましては、三笠会長において進行をよろしくお願ひ申し上げます。

議長（会長） ただ今、事務局から説明がありましたように、会議規則によりまして、本日の議事運営は会長が当たるということでございますので、これよりの議事運営につきましては、私において進めさせていただきますので皆様方には御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、御手元の総会次第の議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと存じます。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名についてでございますが、私から指名することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 ありがとうございます。それでは、議事録署名委員には、8番 森和輝委員と、36番 原田和幸委員のお二人にお願ひいたします。

次に、日程第2に入ります。

まず、議案第1号 平成25年度事業報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山本農政管理係長 総会資料の1ページをお開きください。

議案第1号 平成25年度事業報告について、ポイントを絞って御説明いたします。

上から4行目までは、我が国の現状と今後の見通しについて記載しております。

農業・農村を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあり、食料自給率が39パーセントに低迷している中、F T Aなどの経済連携交渉が行われており、その環境整備がますます必要となっています。

5行目から14行目までは、国などの動きを記載しております。

一昨年 of 政権交代後、担い手や農地の総合対策を検討する「攻めの農林水産業推進本部」が設置され、農林漁業の6次化に対する支援や人・農地プランによる農地の利用集積等に取り組んでおります。

15行目からは、農業委員会の活動状況などを記載しています。

昨年の通常総会におきまして、遊休農地対策や担い手への農地集積などの事業方針、計画を決定し、最大の懸案事項であるT P P交渉においては、本市の農業を守るために的確に対応することといたしました。

事業等としましては、農地法に基づく農地転用の適正・的確な審査に努めたほか、25年度から利用状況調査等の精度の向上を図るため、新たに高松市地域農業再生協議会の地域組織である地区水田部会等と共同で実施し、513ヘクタールの荒廃農地の把握やその地図化に努めました。

また、遊休農地解消のため、農地取得等における下限面積を高松コンパクトエコシティ特区の認定に併せて、40アールから20アールに緩和したほか、耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用するなど、担い手への農地集積に取り組みました。

10月には、市長に対して農業所得向上対策及び経営安定対策の推進など7項目の農業施策の推進について建議を行いました。

農業者年金の加入促進等につきましても、農業委員の地域活動等を通じて加入促進等に努めました。

3月の農政部会では、26年度の活動目標等について協議、決定するとともに、農地集積の積極的展開のため、農地中間管理事業の農地集積専門員の配置受け入れを確認しました。

次に、2ページをお開きください。

2 会議 (1)会議等開催状況でございますが、総会・役員会・各部会等の会議状況を月別に取りまとめたものでございます。特に、8月から11月にかけて、お忙しい中、遊休農地パトロールと利用状況調査を、各地区水部会などに御指示していただきながら、7地区部会で延べ35回行っていただくなど、1年間で合計203回の会議等を開催いたしました。お忙しい中ありがとうございました。

次に、3ページをお開きください。

通常総会は昨年5月17日に開催され、平成24年度事業報告等が審議されました。

(3)の役員会の開催年月日・議題内容等につきましては御覧のとおりでございます。6回開催されました。

(4)・(5)の農地部会・農政部会の開催についてはこの後、該当ページで御説明いたします。

次に、4ページをお開きください。

(6)その他の会議の開催状況です。アの会長協議会ですが、平成25年11月14日に高知市で四国県都四市農業委員会会長協議会が開催され、会長と事務局長が出席しました。内容は記載のとおりです。

また、平成26年2月21日に観音寺市におきまして香川県八市農業委員会会長協議会が開催され、会長と事務局長が出席しました。協議の内容は記載のとおりでございます。

5ページを御覧ください。

イその他の会議でございます。開催年月日を左欄に、内容については中央に記載しています。5月の全国農業委員会会長大会のほか、7月には農地利用状況調査に伴う説明会、更には10月に、全国で38番目の設立となる香川県女性農業委員の会に会長・佃委員が出席されました。特に、香川支所で9月5日に開催された家族経営協定調印式では、故中村委員さんに取り仕切っていただきました。

6ページからは多田農地係長が御説明いたします。

多田農地係長 6ページをお開きください。

3 農地部会関係につきまして御説明をさせていただきます。

(1)会議開催状況は、農地部会・農地特別部会は月1回、地区部会は7地区ごとに月1回開催した年間の合計でございます。ただし、7月の農地特別部会は、申請件数多数のため2回開催し、年間合計で13回になっております。

(2)農地関係事務取扱状況の内訳で、アは農地法第18条関係でございます。上段が法第18条第1項に基づく解約許可申請の件数と面積でございますが、25年度は田が1件、面積が343平方メートルでございます。下段が法第18条第6項に基づきます解約通知の件数と面積で、田畑合計で119件、21万3千864平方メートルでございます。昨年度比、件数で1.19倍、面積で1.39倍となっております。

イは農地法第4条によります許可申請の件数と面積で、田畑合計で232件、12万5千69平方メートルでございます。昨年度比、件数で1.76倍、面積で1.79倍となっております。

ウは農地法第5条によります許可申請の件数と面積でございます。田畑合計で566件、48万9千285平方メートルでございます。昨年度比、件数で1.22倍、面積で1.36倍となっております。

エは農地法第3条による権利移動関係でございます。上段は所有権移転における許可の件数と面積でございます。中段は貸借権による許可の件数と面積でございます。下段は合計で、田畑合わせて262件、52万3千323平方メートルとなっております。昨年度比、件数で1.17倍、面積で1.19倍となっております。

7 ページを御覧ください。

オ農地改良届出は5件で、面積は3千498平方メートルでございます。

カ非農地証明願は田畑合計で18件、面積は4万1千301平方メートルでございます。

(3)相続税・贈与税納税猶予適格者証明では、相続税納税猶予が17件、贈与税納税猶予が4件でございます。

(4)は各種証明等状況で、工事完了証明が278件、耕作証明が131件、許可証明及び受理証明が116件、使用貸借返還通知が111件、競売買受適格証明が16件、小作地証明が4件、取消しが12件、農地等の権利取得の届出が107件となっております。

なお、取扱状況の詳細については25・26ページを御一読ください。

山本農政管理係長 続きまして8ページを御覧ください。

4 農政部会関係でございます。

(1)会議等開催状況ですが、農政部会4回、農業委員研修1回、簿記記帳講習会25回、農業相談会20回を開催しました。

アの農政部会ですが、左欄に開催年月日、中央に議題を記載しております。そのうち、平成25年7月2日の議題(3)でございますが、利用状況調査の実施全般について御審議いただきました。また、10月4日の議題(3)空き農地情報バンク(仮称)創設に向けての意向調査の実施についても御審議いただきました。

続きまして、イ農業委員研修会は、丸亀市で開催いたしました。

9ページを御覧ください。

ウの簿記記帳講習会の実施状況ですが、県農業会議が主催し、農業委員会が共催して簿記記帳講習会を開催しております。5箇所において、25回開催されまして、参加者の合計は386人となっております。なお、香南コミセンでは平成26年3月5日に午前と午後に分けて香川町と香南町の方を対象に2回行いました。

10ページをお開きください。

エ農業相談会の開催状況です。8月16日から8月30日まで、1月16日から1月31日までにかけて各地区において、計20回開催しました。

11ページを御覧ください。

農業相談会の件数の内訳でございます。

利用権設定や農地売買貸借手続等、夏の相談会につきましては合計499件、冬の相談会は合計512件の相談がございました。

12ページをお開きください。

(2)でございますが、先ほどの相談会における利用権設定の一覧でございます。

4月1日公告では貸借の合計が1,318筆、面積が124万9千334平方メートル、11月1日公告が977筆の99万2千963平方メートルとなっております。合計では2,295筆、224万2千297平方メートルで昨年並みでございました。また、地区部会別の詳細な内訳につきましては、参考資料の27から29ページにありますので、御一読

ください。

(3)ですが、昨年10月17日に実施した建議でございます。内容につきましては、御覧のとおりですが、特に、1点目、地産地消・食農教育の推進、大項目の1の(2)になります。2点目、農業所得向上対策、大項目2の(2)になります。3点目、耕作放棄地の解消・優良農地の確保対策、大項目3の(1)と(4)になります。4点目、農地利用集積等の経営効率化支援、大項目の4の(3)になります。最後に5点目、有害鳥獣等被害防止対策、これは大項目6の全部になりますが、これらの最重点5項目を中心に建議いたしました。

続きまして14ページをお開きください。

(4)農業委員会委員選挙人名簿ですが、3月31日現在の登録は世帯数が1万1千130戸、男性が1万2千828人、女性が1万3千25人で、計2万5千853人となっております。詳細につきましては参考資料の30・31ページを御一読ください。

(5)農用地利用調整特別事業実施状況です。

アの高松市認定農業者農地集積助成金交付対象面積及び助成金交付額は、10アール当たり6,000円の助成金を交付した実績でございます。所有権移転はありませんでしたが、賃借権設定が45経営体ありました。交付対象面積は40万5千10平方メートル、助成金額は242万8千400円となっております。

イ高松市認定農業者農地集積調整事業としては、年間合計で1,264筆の129万548平方メートルが集積されました。認定農業者への集積が確実に進んでいますのも、委員さんの日ごろの活動による成果でありまして、ありがとうございました。

(6)農業委員会情報活動は、例年どおり農業委員会だよりを年2回発行しました。

(7)賃借料情報ですが、平成24年と25年の農業経営基盤強化促進法で公告された貸借に基づく賃借料の市内の地区別一覧でございます。高松市の平均は8千600円でございます。

次に16ページを御覧ください。

5の遊休農地対策ですが、平成25年度は新たに市と共同で実施し、精度の向上を図りました。その結果、平成24年度の全体調査で判明しました荒廃農地423ヘクタールのうち、39ヘクタールを解消しましたが、新たに129ヘクタールが発見されたので、25年度末で荒廃農地は、90ヘクタール増の513ヘクタールとなりました。

17ページを御覧ください。

6 農業者年金業務の関係でございます。

(1)は年金パンフレットの配付や農業委員による加入推進活動を行っていただいたものです。

(2)は現在の受給者数で、旧制度と新制度合わせて568人が受給しております。

(3)は農業者年金被保険者数でございます。通常加入が20人、政策支援加入が6人、合計26人となっております。

(4)は新規加入者の推移でございまして、平成25年度はいませんでした。

以上、議案第1号 平成25年度事業報告について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 以上、議案第1号の説明は終わりました。

ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――― 御発言が無いようでありますので、議案第1号は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議無しと認め、議案第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号 平成26年度事業計画(案)についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

山本農政管理係長 続きまして、議案書の18ページをお開きください。

議案第2号 平成26年度事業計画(案)についてでございますが、ポイントを絞って御説明いたします。

上から12行目までは、我が国の現状とそれに対応する国の動きについて記載しております。

日本経済の再生を目指し様々な政策が展開される中、農業情勢は、経済の急速な国際化等による食料事情の大きな変化により、依然として厳しく、農業従事者は減少・高齢化が進んでいます。

こうした中、EPAなどの関税撤廃等の交渉が進められていますが、国内経済などへの対策が必要となっています。

このような状況の下、農業を成長産業にするため、昨年12月に農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめ、農業等の所得倍増を目指し、政策の再構築を進めています。中でも、農地中間管理機構の活用やコメ政策の見直し、日本型直接支払制度は本年度から本格実施されます。

また、平成22年3月に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画の見直しも始めています。

13行目からは本市農業委員会の取組みについて記載しております。

T P P 協定交渉に当たっては、最大の懸案事項である農業振興等を実現していくため、国会決議が遵守されるよう求めるとともに、第3次かがわの農地と担い手を守り活かす運動が終了したことから、新たな組織運動の立ち上げに向け、優良農地や担い手の確保、また、経営確立支援などの活動について、地区部会ごとに着実に成果を上げる。

遊休農地対策等は、昨年度に引き続いて、高松市と共同して取り組むとともに、県農地機構の活用、地区部会ごとに、再生事業や担い手への農地集積に取り組む。

なお、本年4月に施行された改正農地法における遊休農地対策や農地基本台帳の公開等へ迅速に対応する。

特に、農地取得等における下限面積が、高松コンパクトエコシティ特区の認定に併せて昨年度から20アールに緩和されたことなどを受けて、新規就農の条件が整備されたことから、意欲ある新規就農者や企業等に遊休農地の情報を提供し、その解消に努める。

次に、集落営農組織の法人化などに対する支援等につき、関係機関と連携し施策等を実施して、農業生産基盤の確立強化を図る。

一方、本年7月の農業委員改選後の臨時総会で新体制を確立し、農業委員会のありかた議論を見極めながら、農家からの負託に応じていく。

更には、食農教育等その他の農政活動にも目標達成に向けて、粘り強く取り組むとしております。

続きまして、19ページをお願いします。

2 事業内容ということで、アからカまでのとおり、各種会議の開催を行いますが、今年は臨時総会がありますことから、特にイに新体制の確立を図るとしております。

3 農地部会関係事業でございますが、(1)農地申請等処理業務につきまして、アからクまでのとおり農地法第3条・4条・5条の適正な審査や法の執行のほか納税猶予等の事務処理を適正に処理するとしております。

続きまして、20ページを御覧ください。

(2)から(5)までにつきましては、記載のとおりです。

4 農政部会関係事業でございますが、(1)農政活動業務のエの利用権設定等促進事業における下限面積の緩和に伴う、積極的な新規就農希望者に対する相談活動及び農地のあっせんにつきましては定着・浸透してきたことから、昨年度に増して相談があると思っておりますので、よろしく申し上げます。

(2)農地の利用状況調査及び遊休農地対策ですが、昨年引き続き、市と共同で実施し、高松市地域農業再生協議会と連携を図りまして、その結果、把握された遊休農地の所有者に対しまして、県農地機構への貸付け意向調査を行うなど耕作放棄地対策を強化していきます。また、昨年度の農地法第3条の下限面積緩和を受けまして、新規就農者への紹介等、解消に努めてまいりますので、委員さんのお力添えをよろしく申し上げます。

(3)農地台帳等の公表につきましては、新たな農地システムを構築してまいります。

次に、21ページを御覧ください。

(5)従来の農地制度実施円滑化事業から移行しました機構集積支援事業につきましては、アからウまでに加えまして集落営農の整備にも活用していきたいと思

ます。

(9)農地移動適正化あっせん事業につきましては、農地中間管理事業の活用等を図りながら行ってまいります。

(4)・(6)・(7)・(8)・(10) から(16)までにつきましては、記載のとおりです。御一読願えたらと思います。

以上、議案第2号 平成26年度事業計画(案)について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 以上、議案第2号の説明が終わりました。

議案第2号について、御質問、御意見はございませんか。――― 御意見等がないようでございますので、議案第2号は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議無しと認め、議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案については、以上で終わりましたが、続いて報告事項に移ります。

報告第1号 職員の任免について、報告第2号 平成26年度農業委員会予算についてを、順次、報告いたします。

事務局の説明を求めます。

山本農政管理係長 23ページをお開きください。

報告第1号の職員の任免ですが、御覧のとおりでありますので、御一読いただいたらと思います。

続きまして、24ページをお願いします。

報告第2号 平成26年度農業委員会予算の歳出科目別総括表でございます。職員給与費を含んだ総予算は、1億3千507万3千円でございます。昨年度の1億5千21万5千円から1千514万2千円の減となっておりますが、職員の給与費の減でございます。事業費としましては、3千528万9千円でございます。昨年度の3千481万9千円から47万の増となっております。

25ページから34ページまでは、先ほどの議案で御説明いたしました案件の資料等でございます。

事務局からの報告は以上でございます。

議 長 事務局の報告は、以上でございます。

これら報告事項について、御質問等はございませんか。――― 御質問等が無いようでございますので、報告事項は終わりますが、よろしいでしょうか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 以上で、報告事項は終わります。

それでは、次に5のその他に移ります。

事務局の説明を求めます。

山本農政管理係長 その他でございますが、農業者年金の加入促進についてでございます。御手元にリーフレットを置いてありますが、昨年度と変わったところは、予定利率が1.15パーセントから1.05パーセントに変更となったことです。しかし、金融緩和が続く昨今、やはり有利であり、支払った保険料の節税効果もありますので、大変とは存じますが、農業者の老後の生活の安定のためにも、加入促進をよろしく申し上げます。

また、全国農業新聞でございますが、皆様、御承知のとおり、農業に関する情報満載であり、その加入促進につきましても御協力願えたらと存じます。

最後に、高松市農業委員会委員選挙のお知らせを御覧ください。

立候補予定者説明会は6月3日の火曜日の午後2時、市役所の13階大会議室で行われます。

立候補の届け出は6月29日の日曜日の午前8時30分から午後5時まで、市役所11階114会議室で受け付けております。定数等は記載のとおりです。詳しくは裏面の選挙管理委員会事務局へお問い合わせいただきたいと思います。

事務局からは以上です。

議 長 せっかくの機会ですので、委員の皆様方、何かございませんでしょうか。――― 無いようですので、以上で、御提案申しあげました議案などの審議は終了いたしました。

皆様方の御理解、御協力を賜りまして、全て原案のとおり御承認をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

議 長 最後に、6の記念講演に移ります。

「香川県農地機構の取組みについて」と題して、香川県農地機構の高島専務理事から御講演をいただきます。

高島専務理事、よろしく願いいたします。

高島香川県農地機構専務理事 ただ今、御紹介いただきました香川県農地機構の高島です。この4月1日から、県から派遣されまして農地中間管理事業を担当することとなりました。本県の農業振興に努めてまいりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

また、本日、総会の場で私どもの事業の説明をさせていただく時間をちょうだいしまして大変感謝いたしております。

それでは、国の制度改革の一つとして、この4月1日から始まりました香川県農地機構の取組みについて御説明させていただきますとともに、農業委員の皆様との末永い協力関係を賜りますようお願いいたします。

それでは配布しております香川県農地機構の取組みについての資料に沿って説明させていただきます。

まず、設置場所につきましてですが、松島町の県の合同庁舎の5階でございます。3月24日に県知事から指定を受けまして農地中間管理事業を始めております。正規職員は4名、臨時職員は2名でございます。本部の体制は十分ではございませんので、各市町の現場に農地集積専門員を配置して事業の円滑な推進に寄与したいと思っております。

この専門員の仕事としては、農地集積の推進、出し手と受け手のマッチングを市・農業委員会と一致協力して行うとしており、これから順次配置していきたいと考えています。

5月1日付で各市町に10名の配置をしましたが、高松にはまだ残念ながら配置できておりませんが、6月1日の配置を目指しておりますので、今後とも皆様のお力添えをお願いしたいと存じます。

それでは資料の1ページをお願いします。

本県農業の現状と課題、目指すべき目標について記載しております。特に、農地中間管理事業の推進に関する基本方針を県が定めたものですが、非常に大きな目標となっております。

まず、国の担い手への農用地集積率は49パーセントですが、これを10年後に80パーセントに引き上げるとしてありまして、県では31.3パーセントから76.5パーセントに引き上げるとしてあります。

しかしながら、生産基盤の現状を見ますと、集落当たりの耕地面積は国の4割程度の数字となっており、非常に厳しい現実があります。また、ため池の依存率が高く水系の複雑さが農地の集積を非常に困難にしています。

こういった背景の下、農地中間管理事業を行おうとしているわけでありましたが、現場では、「今はできているが、5年後となると無理である」という意見が出されており、この事業を推進していかなければならないと思うわけでありまして。

こうした現状を解決するため、集落営農の推進や新規就農の促進に努めておりますが、特に、新規就農者は24年度で見ますと県全体で142名を数え、数年前の30数名に比べますと著しく増加しています。形態としては、農業生産法人への就業という方も多いのですが、いずれにしましても、農業を職業として選択する方が増えていきますので、そういった新しい力を大切にしたいと思います。

ただ、香川県は条件が不利でありますので、産業政策である認定農業者等の育成等と地域政策である集落営農組織の育成等という2つの課題に対応することで、本県農業の振興に努めたいと考えております。そういうことで、今後の目標としては、平成35年に、認定農業者を1千900経営体確保して農用地の34パーセントを任せ、集落営農組織は500経営体を確保し、農用地の43パーセントを任せて、トータルで県の農用地の76.5パーセントを担い手に集積するとしてあります。

次に、2ページを御覧ください。

ここでは、従来の貸借に加え、新たに開始された農地中間管理機構の貸借について説明しております。

③に、県が基本財産の87.5パーセントを出資している県農地機構の役割等が記載されており、一定の公的機関である県農地機構が農地中間管理権に基づいて農地集積をしていくこととなっております。

次に、3ページを御覧ください。

農地中間管理事業等の流れについて説明しております。

まず、農地の借受希望者が機構へ登録する必要がありまして、現在募集中であります。また、農地の貸付け希望者の情報についても随時受付中で、両者をリスト化する作業を行いつつあります。そして、このリストに基づき農地集積専門員がマッチングができた農地について借り受けるということになります。

農地中間管理事業は、このようなシステムとなっており、農地のマッチングを重要視していますので、農業委員さんのお力添えをいただきたいのでお願いします。

4ページについては、農地集積専門員の業務について記載されていますので御一読ください。

次に、5ページを御覧ください。

県農地機構が借受者に貸し付ける決定ルールが記載されています。(1)には基本原則が記載されております。本事業を進めるに当たり、地域農業の実情をご存じである農業委員さんの御協力をお願いします。(2)は利用権の交換についての優先配慮でございます。(3)は貸出しを希望された農地は、原則として隣接者から声をかけていくというものです。

次に、6ページを御覧ください。

農地の出し手に対する支援についての説明でございます。この補助金は国の補助金でして、支給を受ける要件につきましては市町の担当課に御相談していただければと思います。

次に、7ページでございます。

農地の受け手に対する支援についての説明でございます。こちらにつきましては、国は補助金を支給しないのですが、農地集積を進めていくには必要なものであるという認識の下、県独自の支援を創設したものです。

県農地機構としましては、この補助金を上手に活用しながら農地の集積を進めてまいりたいと思っておりますが、農業委員さんにはその際、様々な相談をさせていただきたく思いますのでよろしくお願いします。

次に、8ページでございます。

補助金の活用事例であります。ここでは、前述した補助金の活用事例が記載されておりますので御一読ください。

最後になりますが、私ども県農地機構は発足したばかりで、まだまだ不十分で

ございますので、農業委員の皆様の御意見をちょうだいしながら、農地中間管理事業の運営につきまして、より香川型の運用となるよう努めてまいりますので、今後とも御支援をいただきますようお願い申しあげて御説明とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございます。

議 長 香川県農地機構の取組みについて、大変勉強になりました。

ありがとうございました。

皆さん、この内容につきましては様々な御意見があると思います。例えば、高松市が行っている年2回の利用権設定等促進事業と農地中間管理事業との整合性、詳細についての疑問等ですが、せっかく専務理事に来ていただいているので、どなたからでも質問していただけたらと思います。

羽田委員 議長 ――― 43番。

議 長 43番 ――― 羽田委員。

羽田委員 法律の施行に伴い、国のスタンスが農地中間管理機構の重視へと流れが変わってきたように感じますが、現在、我々農業委員が地域の苦情、土地改良の負担金や水利費などの問題を指導していますが、今後は、県農地機構が指導していくのか、依然として地域に任せるのかをお聞きしたい。

高島専務理事 農地の全てを県知事が管理・指導するというのではなく、県農地機構が借り受けて貸し付けた農地が適正に運用されているかを指導するということとでございます。水利費や水路の清掃等につきましては、地域の実態に併せて行うよう指導したいと思っています。

議 長 県農地機構に知っておいていただきたいのは、土地改良法第3条において賦課金は、耕作者が負担するとなっております。しかし、現実には地権者が負担していますが、これは、受け手が賦課金まで負担して耕作してくれる方が非常に少ないという実態に即したものであるということです。つまり、貸し手と借り手がお互いに協力して、負担を分担し補助金で農地を守っているということです。しかし、これから農地機構に委ねるとなると、これらの問題が浮かび上がってくると思われま。県農地機構には、地域によりこのような様々な問題があるということをお聞きしていただき、地域の様々な意見を集約しながら、適切に対応していただきたいと思っています。

高島専務理事 御助言ありがとうございました。農業委員皆様や地域の御意見を十分にお聞きして進めてまいりたいと思っています。

議 長 他にございませんか。

時岡委員 議長 ――― 13番。

議 長 13番 ――― 時岡委員。

時岡委員 県農地機構は借りる相手が決まった農地だけ借り受けると話されていましたが、農業委員はそのマッチングには関わらず農地機構だけが行うのですか。

高島専務理事 当初に、農地機構が借り受ける利用権設定は市長が行います。次に、県知事が担い手に貸し付けます。なお、貸し手借り手のマッチングを事前に行った上で、この貸借をするものですが、その際に、現場をよくご存じである農業委員さんの御指導・助言等をいただかなければマッチングができませんので、お力添えをいただきたくお願いするものです。

時岡委員 そうであれば農業委員が説明しやすいように、メリットを分かりやすく載せたチラシの準備をお願いしたい。

高島専務理事 分かりました。現場で使える資料を作成したいと思いますのでよろしく申し上げます。

議 長 県農地機構と農業委員会が密接に連携しないといけません。長年、農業委員が関わってきた農業相談会での利用権設定等促進事業との整合性を詰めてまいりたいと思います。

高島専務理事さんには、記念講演ありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。

それでは、閉会に当たりまして、谷口会長職務代理者から閉会の御挨拶を申し上げます。

谷口会長職務代理者 本日は、終始、御熱心に御協議をいただき、厚くお礼を申し上げます。また、香川県農地機構の直島専務理事様からは、「香川県農地機構の取組みについて」と題して貴重な御講演をいただきましてありがとうございました。

委員皆様方におかれましては、日々の委員活動の中で、農業を巡る様々な問題に直面し、それらの解決に非常に御苦労いただいていることと存じます。更には、今後、厳しさが増すことが予想される規制改革会議等における「農業委員会のあり方」議論も見極めながら、農家からの負託に精力的に応えていかなければならないと考えております。

今後とも、私どもは、食料生産の基礎的資源であり、地域の貴重な資源である農地の確保と有効利用に万全を期すとともに、地域の農業者の声を農政に反映させるため、全力を挙げて取り組んでいかなければなりません。

そのためには、農業委員一人一人が、農業者の代表としての自覚と責任を持って、市民・農業者からの信頼と期待に応えることが重要でありますので、よろしく願い申し上げます。

最後に、本日の総会が、実り多きものとなりましたことを、お礼申し上げます。閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

議 長 以上をもちまして、平成26年度高松市農業委員会通常総会の日程は全て終了いたしました。

皆様方には、長時間にわたりましての御審議、お疲れさまでございました。

どうもありがとうございました。

午後3時55分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員